



2018年10月17日

各位

会社名 株式会社Ubicomホールディングス
代表者名 代表取締役社長 青木 正之
(コード番号：3937 東証第一部)
問合せ先 執行役員コーポレート本部長 豊福 政博
(TEL. 03-5803-7339)

当社フィリピン子会社における税務訴訟の判決（勝訴）に関するお知らせ

株式会社Ubicomホールディングス（本社：東京都文京区、代表取締役社長：青木正之、証券コード：3937、以下「当社」という。）のフィリピン共和国における連結子会社である、Advanced World Systems, Inc.（以下「当社連結子会社」という。）は、同国租税裁判所に対して、同国税務当局の税務調査に関する不服申し立てを行っておりましたが、2018年10月10日付で判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：フィリピン共和国租税裁判所
- (2) 判決日：2018年10月10日
- (3) 判決正本受領日：2018年10月16日

2. 訴訟の経緯

フィリピン共和国において当社連結子会社は、同国の経済特区（PEZA）における企業所得税優遇措置の対象企業として長年認められておりますが、当社連結子会社への税務調査が行われ、その結果 2014 年 12 月 29 日付で、同国の内国歳入庁より、税務調査に係る処分通知書を受領しました。当通知書においては、当社連結子会社のマカティ支店の所得税優遇措置の適用に対する指摘がなされ、経過利子を含め、51,444 千フィリピン・ペソ（約 106,489 千円(注)）の追徴課税を課す内容が示されました。これに対し、当社連結子会社は、2015 年 1 月 28 日付で、当処分には重要な認識の誤りがあり不当であるとして、追徴課税の支払は行わず、同国租税裁判所へ処分の取り消し及び当税務調査の無効の宣言を求め、提訴いたしました。

2018 年 3 月 19 日付で、当社連結子会社の主張を認め、当税務調査の無効を認める小法廷判決が下され、これに対し同庁は大法廷に対し、決定再考の申し立てを行ってまいりました。

(注)2018 年 10 月 16 日付け公示仲値にて換算

3. 判決の内容

同庁の申し立てしていた決定再考の申し立ては却下され、当税務調査における処分の取り消し、当税務調査の無効及び本訴訟の終結が言い渡され、当社連結子会社の勝訴が確定しました。

4. 業績への影響

本訴訟の判決が通期の業績に与える影響は軽微であります。

以上